

2. 景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針

本市には、地域の景観を特徴づけている建造物や樹木があります。その中でも地域の歴史を物語る景観資源や地域のシンボルとして親しまれている景観資源は、魅力的な景観づくりの重要な要素になります。これらの建造物や樹木のうち、特に重要なもので、積極的に保全・活用が必要なものについて、景観重要建造物、景観重要樹木として指定します。指定の方針については、以下のとおりです。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

建造物の外観が地域の景観上の特徴を有し、道路などの公共の場所から容易に見ることができる建造物のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

景観重要建造物の指定の方針

- 1) 地域の自然や歴史・文化・風土などにより育まれた特徴的な外観を有し、地域景観の中でランドマークや核を形成すると考えられるもの。
- 2) 歴史や文化財としての価値にかかわらず、地域住民に大切に守られ、地域社会の誇りとなっているもの。
- 3) 新たに周辺の自然景観などと調和した景観を創出し、地域の景観形成に主導的な役割を果たすと考えられるもの。
- 4) 地域景観を形づくってきた意匠や工法の建築技術、石積みなどの造園技術、農林水産業の生産施設など、素材に地域の特産を使用しているもの、その時代の匠や職人の技が光るものなど。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

樹容が美観上優れ、道路などの公共の場所から容易に見ることのできる樹木のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

景観重要樹木の指定の方針

- 1) 地域のシンボルとして人々に愛され、自然や生活環境、美観、風致を維持するために重要な役割を担うと考えられるもの。
- 2) 種類、樹齢、植物学的価値や、自然保護的価値にかかわらず、地域住民に大切に守られ、地域社会の誇りとなっているもの。
- 3) 新たに周辺の自然景観、建築物などと調和した地域イメージを生みだし、地域の景観形成に重要な役割を果たすと考えられるもの。

3. 景観重要公共施設の整備に関する方針

道路、河川、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素の一つであり、本市のイメージをつくり上げるうえで大きな役割を果たします。良好な景観づくりに取り組んでいくために、公共施設の景観形成を積極的に進めることにより、行政が先導的な役割を担っていきます。

公共施設の整備にあたっては、国土交通省が示す分野毎の景観形成ガイドライン、岡山県公共事業等景観形成基準により整備を行うことを基本とし、景観形成上特に重要な公共施設については、景観重要公共施設に指定し、同ガイドラインなどのほか、本計画で定める整備方針に即して整備を行います。

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設(道路、河川、公園など)の指定の方針を次のとおり定め、施設管理者と協議し同意を得た上で指定します。

- ・ 地域景観の骨格を形づくり、主要な構成要素となっている公共施設
- ・ 地域の良好な景観形成に重要な役割を果たしている公共施設
- ・ 市民から親しまれ、地域のシンボルとなっている公共施設

(2) 景観重要公共施設の指定

上記の指定の方針に基づき、次の河川を景観重要公共施設に指定します。

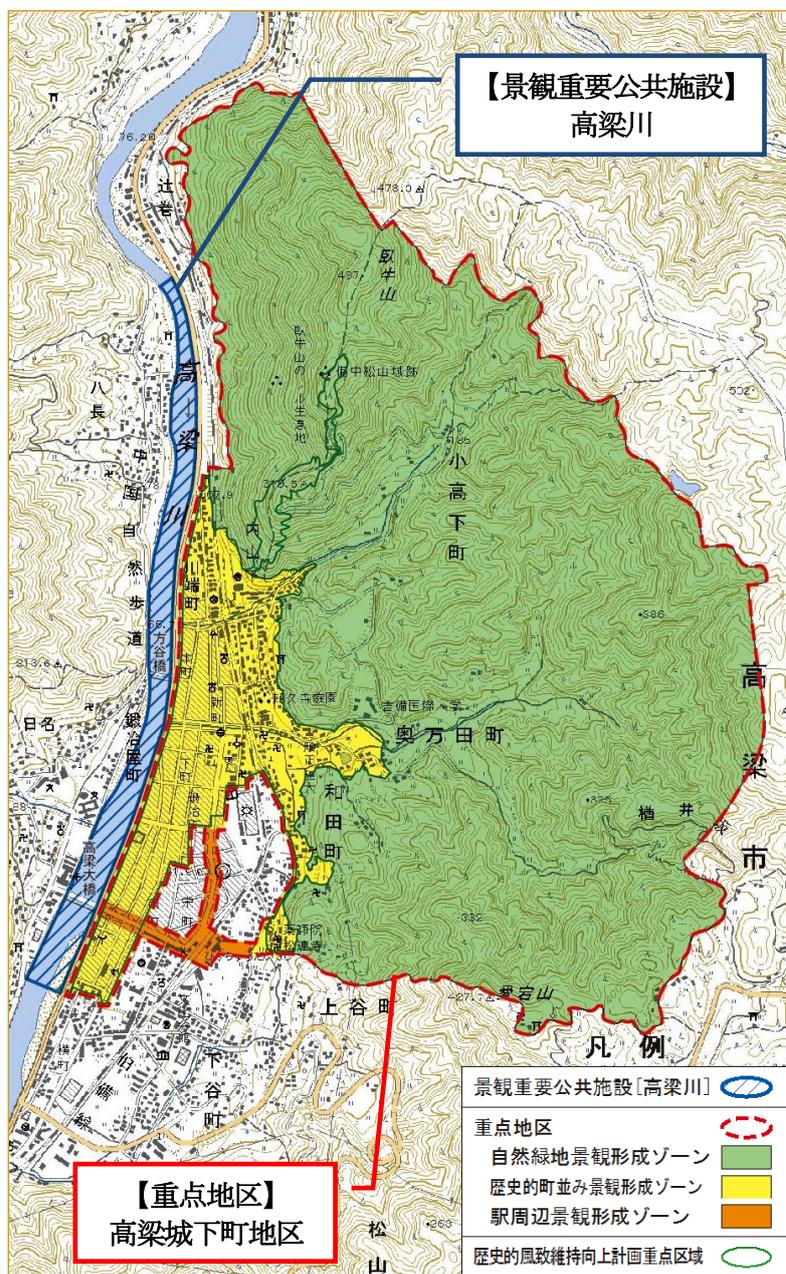
種 別	名 称
河 川	高梁川(高梁城下町地区に面して眺望できる区域)

(3) 景観重要公共施設【高梁川】の整備に関する方針

高梁城下町地区の両側は急峻な山々に囲まれ、県下三大河川の一つである高梁川が南北に貫流し、まちの骨格となっています。高梁川は古くから流域に多くの恵みをもたらし、人々の暮らしのそばにあり、高梁らしい良好な景観形成に欠かせない存在となり、広く市民に親しまれています。

重点地区である「高梁城下町地区」に隣接する高梁川を景観重要公共施設に指定し、整備にあたっては、瓦屋根と白壁で修景された堤防などのように周辺の歴史的景観に配慮するとともに、緑豊かな山並み景観との調和を図ることを基本として、次に掲げる事項に配慮することとします。

- ・ 周辺地域の景観資源との調和に十分配慮した整備を行います。
- ・ 周辺地域からの見え方や河川敷からの眺望に配慮した整備を行います。
- ・ 不法投棄の防止や雑木の伐採、草刈りなどの適正な維持管理に努めます。



景観重要公共施設【高梁川】位置図